

“共に汗し、共に笑い、共に語ろう”

社会福祉法人童里夢は

1. 一人ひとりすべての人としての存在の尊厳の下に、誰もが生まれてきたことの甲斐があることを大切にします。
2. 個々の自由な自己実現を願い、共感と共生の社会を創りたいと考えます。
3. 障がい者が社会の対等な構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定ができ、社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員としての責任を分担する社会づくりをおこなうことです。
4. 障がい者の未来を明るいものとするために、広い視野と長期的な展望を持って事業経営に当たります。 <理念の4つの柱>

共同生活支援ぱあとなあ 基本方針

誰かに決められたように生きるのではなく「自分で選んで自分で決める。」自己選択・自己決定など利用者一人ひとりの主体性を尊重し、支援者の手助けを得ることでその人なりの「自立した生活」を営むことが出来るようにする支援を基本とする。

GH利用者がGHを自分の一番安心できる「安らぎの場所」となるように、

また利用者の夢や希望、気持ちを受け止めその夢が実現できる時に隣にいて一緒に感動できるような場所づくり。

- (1) 利用者が親元を離れ地域で暮らしていくことで、本人ならびにご家族が安心して暮らしていくように本人の生活を支援する。
- (2) プライベートと共同生活の二つの面を併せ持った環境での生活を提供する。
- (3) 自立を目指して計画を立て本人と集団の生活をサポートする。

以上のような基本方針を元にグループホームが第二の「家」になるように「暮らす」「楽しむ」「自分らしく過ごす」とともに集団で生活するので「自分の役割」「他者との関わり」の中で「協力」「助け合い」「ゆずりあい」「支えあう」を育んでいくことが出来るよう見守っていく。

1. 事業運営

- ・感染拡大に対して豊橋市内では落ち着いている様相がみられるが緊張感をもって感染対策を行いつつ、生活や活動を行っていく。ワクチン接種に対する情報を集めその準備を進め、適切な対応が行われるように他事業所とも連携を取りながら進めていく。
- ・ひまわりハウスの欠員補充については利用希望者が出て、本格利用に向けて取り組んでいく。
- ・令和3年度は、法人で打ち出されている地域とのつながりを重視した取り組みを行う。
- ・コロナ禍にあって社会状況を見ながら今まで行ってこなかった地域との関係を築いていく。
GHは地域に根差して生活していく場であり、地域とのつながり無くては社会生活とは言えないので、積極的に出ていって地域社会の一員となれるよう進めていきたい。

2. 重点課題

I. 感染症に対する対応について

あらゆる感染症に対しての知識を身に付け（感染症予防マニュアル）、普段から感染症に対する予防策を取り（GH支援マニュアル）、利用者を感染症から守る。ホーム利用者もしくは職員が感染症にかかった場合には迅速に対応し、各事業所と連携し拡散防止に努める。

II. 虐待や不適切支援の防止強化

- 1) 不適切支援の早期発見に努める。
- 2) 言えない雰囲気除去に努める。
- 3) 気を抜かない、自分は大丈夫と思わないように研修の機会を設ける。

III. 『中長期計画』の実行開始

1) 人材育成の面に立った人事評価制度の運用

職員のモチベーションアップを目指し年2回の職員面接を行う。

（目標設定面接、評価面接）

2) 地域社会に対するアプローチ

地域社会に一番近いGHという業態だが、地域社会に溶け込めないう実態がある。

積極的に参加していき、地域社会浸透がGHの業務の一部となるよう職員一同の共通認識を持つ。

利用者も地域と関わり地域社会の一員として認めてもらえるよう取り組んでいく。

IV. 利用者サービスの拡充

1) 夜間支援体制の充実

夜間支援職員を配置することで利用者の生活の安全性と快適性を図る。

夜間支援職員の配置により利用者の生活リズムに柔軟に対応できるようになっていくが、1週間7日全部配置できる潤沢な職員体制ではないので今ある人材で週1~4日どちらかのホームで配置する形をとるが、夜間支援職員が確保できるにあたり、GH袖、ひまわりハウスの2か所で夜間支援体制が構築できるようにしていく。

2) 業務の標準化（支援マニュアルの整備）

利用者及び保護者の方が安心して利用してもらえるように職員の対応やサービスの差を少しでも少なくし、人によって支援が異なることが無く一定水準のサービスを提供できるようにする。

そのために支援マニュアルを現場で用いるに耐えうる活きたマニュアルを作り上げる。

定期的に見直しを図り常に現場に即したマニュアルになるように整備していく。

6月12月の年2回マニュアル検討担当を中心に会議もしくは話し合いの場を設け、改定修正を試みる。

・その他のマニュアルの整備

避難訓練マニュアル、感染症対策マニュアル、その他必要なマニュアルも検討委員の元話し合い、順次見直し作成を行っていく。

身体拘束マニュアルも研修の機会を設定し作成する。

個別避難支援マニュアルも全員分作成できるよう優先度の高い利用者から取り掛かる。

3) 権利擁護（意思決定支援）

本人の気持ちに寄り添い、思いを引き出し、今まで夢にも思わなかったことが実現することを体験してもらうために、小さなことからの意思確認を大切にする。職員にも意思決定支援とは、と日々問いかね職員都合で勝手に決める、または決めつけてしまわないようにする支援を心掛ける。

4) 余暇支援の充実

昨年はコロナ禍にあつてすべてのイベントが中止になり、利用者が我慢してきた一年であった。コロナの状況下にあつても出来ることを模索し利用者の余暇支援を充実させていく。具体的にはクラブ活動的なものを用意し、利用者に好きな活動を選んでもらい参加する。内容は映画鑑賞、スポーツ（テニス、卓球、バドミントン、ボーリングなど）、書道、絵画、イラスト、さおり織、ギター、ピアノ、ハンドベルなどをなるべく少人数で行う。講師は職員もしくはヘルパーを利用し行う。

5) GHが抱える問題点について

GHから欠員が出た理由として

- ・夜間職員が不在になること。
- ・利用者の加齢に伴い、病気などに対する医療的ケアに対応が出来ない。

そして

- ・職員体制がギリギリのところまで運営している

夜間支援体制については週に2～4日どちらかのホームで職員が勤務している体制を作る。

将来的には2か所でそれぞれ職員を配置できるようにしていきたい。

業務分担や引継ぎなどを進めていき、リスクの分散を図っていく。

職員の補充に対しても取り組んでいく。

医療との連携が取れて安心して暮らしていける体制を整えていきたい。

利用者がもっと自分らしくできるようにバリエーションを増やすため、本人の思いを聞き取りながら寄り添った支援、実現できるようにする努力を職員全員で話し合う。利用者が支援員を選び、それぞれの一面を見せていること個人の強みも支援に活かしながら、一貫した支援が提供できるよう業務の統一の部分も大切にする。

3. 利用者支援

1) 個別支援計画

4月に個別支援計画を作成し、個人にあった支援計画に則した支援を提供していく。

基本的に「こう暮らしたい」「自分の力で生活する。」を支援する。

9月には4月にたてた個別支援計画のモニタリングを行い、課題の見直しを行う。

3月には4月にたてた個別支援計画とモニタリングの最終評価を行い支援計画の報告をする。

2) 日々の利用者支援

利用者のよき話し相手となり、困っていることや気になっていることなど些細なことの相談も

しやすい関係づくりを大切にする。またそれに答えられるように知識やスキルを身に着ける。また、ご家族のご要望や問い合わせに関しても随時受け付け統一した対応する。

基本的に個別支援計画で立てられた計画に従って日々の支援が行われ、GH 会議などで生活状況などの確認が行われ、支援の方針を話しあっていく。場合により、計画変更が見込まれる場合はサービス管理責任者のもと個別支援計画の変更が行われる。計画が本人に合った支援であり続けるため一定の期間で見直しが図られるものとする。

4. 環境整備

周囲の環境の整備を含め、設備の維持管理を行い、利用者が安全に安心して過ごすことが出来るようまた、安全に管理運用ができるよう定期的に設備の維持管理に努める。

- ①危険個所の確認。設備の不具合に対し、早急に管理者に報告し改善を行う。
- ②ホーム周りの環境に対し、美化に努める。草取りなど
- ③ホーム内の大掃除を年3回定期的に行う。
- ④ホーム内の日々の美化に努める。室内掃除、備品の取り扱いなど

5. 職員研修

今年度は虐待防止（不適切支援）、権利擁護（意思決定支援）、利用者支援の方法など基本的な見直しを行いつつ、職員のスキルアップにつながる職員研修を職員主導で行う。

- ・法人内部研修（年間4回行われる研修に参加する。）
- ・外部研修（三河地区でおこなわれる支援力向上に必要と思われる研修に参加する。昨年度はコロナのため開催は中止されていた。新年度も状況次第で開催が決定される。）
- ・世話人会議（月2回行われるGH世話人会議を通して情報交換や話し合いをもとに支援力の向上を図る。）
- ・WEB講座の活用（サポカレ）
- ・職員による職員研修（支援の仕方など）

などを通して人材育成と支援力の向上を目指していく。

また職員による研修の必要に応じ、管理者が研修への出向を指示し、必要な知識や技術などを身に付けてきてもらうとともに、事業所に持ち帰り同事業所職員に報告しながら研修内容の周知獲得を行う。

6. 防災計画・安全管理

災害時にはご家族に引き合わせるまで安全に過ごしていただけるよう防災計画の整備を法人全体の防災委員会に合わせて進めていく。

ばあとなあ独自の動きとしては、

- ・ 防災避難訓練（毎月）
災害時に職員がいない場合やあらゆる場面も想定して自分たちで行動できるような避難訓練を実施する。
- ・ 防災自主点検（毎月）
- ・ 防災備蓄品の用意
期限が迫った食材に関してはホームでの食事提供に回し、常に新しいものと交換している。
定期的に備蓄品の見直しを行い常に新しい状況にあった備えを進めていく。
- ・ 防災ミーティング
ホームの防災マニュアル、避難訓練の充実など職員が不安に思うことを話し合い、それに対して整備や準備を整えていき、様々な場面でも冷静に行動を起こし、利用者職員の安全が確保できるように進めていく。

また、災害時に「助け合い」の手を伸ばしていただくためにご近所つきあいを大切にし、地域とのかかわりを大切にし、地域の集まりに利用者本人もできるだけ参加する。

7. 苦情解決

法人の苦情解決規定に則り、事業所が提供するサービスに対する利用者等からの苦情やご相談があった際は迅速早急に対応し解決に向けて取り組むものとする。虐待防止、不適切支援の解消、サービスの質の向上を目的とし、さらに良い事業所となるため苦情に対して適切な対応し苦情解決に努める。

①苦情相談箱の設置

各ホーム入り口とリビングに相談箱を設置し、苦情受付、日々の悩み、権利侵害などの問題に対応する。

②電話による家族からの苦情相談受付

サービスの相談や支援での質問など随時受付し、適切な対応を行い解決に結びつける。

③本人による口頭の相談。

職員が日々の中で聞いた相談事を管理者およびサービス管理責任者に報告し、そのままにせず対応する。

苦情の内容によっては他事業所に関わる問題事案の場合はその事業所管理者に報告し対応する。